

# 行動援護とは

知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）により自分一人で行動することが著しく困難で常時介護を必要とする障がい者・障がい児に対して提供される、障がい福祉サービスの一つです。

- パニックや問題行動が起きないように、事前に対処法を検討・支援する。
- 行動障害が発生した際に、その場を安全に収める。
- 外出先での危険を予見し、未然に防ぐ。
- 外出時の食事介助、トイレの付き添い、オムツ交換など。

**保護者様の休息時間を私たちが  
行動援護で支えます**



**安心  
安全**

**一人ひとりに寄り添う  
支援**

**松阪市久米町  
1250-3**



行動援護

携帯 長谷川

ゆいまある

070-4130-3552